

重要事項説明書

1. 運営法人の概要

名称	株式会社 メディカルシステムネットワーク
代表者	代表取締役社長 田尻 稲雄
所在地	〒060-0010 北海道札幌市中央区北十条西二十四丁目 3 番地
連絡先	電話：011-612-1069

2. 事業所の概要

事業所名	なの花訪問看護ステーション石神井		
所在地	〒178-0064 東京都練馬区南大泉 4-47-7		
事業所指定番号	東京都 1362091587 号		
管理者・連絡先	所長 島崎 のどか	電話：03-5935-8288	
サービス提供地域	練馬区	南大泉	全域
		石神井台	全域
		関町北	4,5 丁目
	西東京市	東町	全域
		中町	全域
	富士町	2,3,4 丁目	
それ以外の地域は要相談			

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除きます。	午前 9 時 00 分から 午後 6 時 00 分まで

(注) 年末年始（12/30～1/3）、土、日、祭日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算については別紙で説明します。

4. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 名 (常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	3 名 (常勤) 1 名 (非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	1 名 (常勤) 名 (非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	1 名 (常勤) 名 (非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1 名 (常勤) 名 (非常勤)

5. 事業の目的と運営方針

事業の目的：

なの花訪問看護ステーション石神井（以下、「ステーション」といいます）は、利用者が居宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。

運営方針：

- ① ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って 訪問看護サービスを提供するよう努めます。
- ② ステーションは、事業の実施にあたり関係する市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 提供する訪問看護のサービス内容

- ① 健康状態の観察（体温・血圧測定を通して病状観察）
- ② 療養上のケア（日常生活の介助や指導、病気によって生じる様々な症状の緩和）
- ③ 医師の指示による医療処置・管理（主治医の指示に基づく点滴や膀胱留置、カテーテルの管理、床ずれの予防・処置など）

- ④ 認知症ケア（認知症介護の相談・工夫をアドバイス）
- ⑤ 在宅リハビリテーション（拘縮予防や機能回復、嚥下機能訓練等）

※療法士によるリハビリテーションは看護業務の一環として行われるもので、看護職員の代わりに実施されるものです。

- ⑥ ご家族からの相談（介護や療養に関するご相談に対応）
- ⑦ 終末期ケア（慢性疾患やがんなどで終末期を在宅で過ごされるよう支援）

7. サービス利用料（加算項目説明含む）及び利用者負担 ⇐➡ 別紙参照

8. 理学療法士等の訪問

理学療法士等の訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションであり、看護師の代わりに 理学療法士等が訪問しております。

利用者様の状態の変化等に合わせて定期的に看護師が訪問させていただきます。

9. 訪問看護実施時の留意事項

- ① 指定訪問の利用にあたり、利用者は本書面に記載されているサービス内容以外の業務をステーションに依頼することはできません。
- ② 訪問看護の実施のために使用する水道・ガス・電気・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

10. 緊急時における対応について

- ① ステーションの従事者は、サービスの提供中に事故や利用者の急変もしくはその他の緊急事態が生じた時は速やかに利用者の家族に連絡を取るほか、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等の必要な処置を講じます。
- ② サービスの提供中に事故が起きた場合は、管理者は市区町村や利用者に係る介護支援事業者等の関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに、当ステーション又は介護

支援専門員（ケアマネジャー）に申し出てください。

- ② サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、ステーション及び訪問看護師の稼働状況により、利用者の希望する日時に訪問看護の提供ができない場合、他の日時を利用者に提案します。

1 2 . 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

1 3 .利用料の請求とお支払いについて

利用料の請求については、毎月末締めとし、翌月 1 5 日頃に請求書を発行致します。

支払い方法は、原則口座振替とさせていただきます、翌月 2 6 日（金融機関休日の場合はその翌営業日）に引き落としとなります。

1 4 . 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	03-5935-8288	FAX 番号	03-5935-8121
担当者	島崎 のどか		
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。		

- その他、お住まいの区役所及び東京都国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

東京都国民健康保険団体連合会 (国保連) 苦情相談窓口専用 03-6238-0177	所在地：千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
	電話番号：03-6238-0011（大代表）
	FAX 番号：03-6238-0022
	対応時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00

練馬区役所 高齢者支援課	所在地：練馬区豊玉北 6-12-1
	電話番号：03-5984-4597
西東京市 高齢者支援課	所在地：西東京市南町 5-6-13 田無第 2 庁舎 1 階
	電話番号：042-420-2811

● 利用者様の住所を担当する地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号	担当区域
石神井	練馬区石神井町 3-30-26	03-5923-1250	石神井町 1・3～8、 石神井台 1・3
第二光陽苑	練馬区関町北 5-7-22	03-5991-9919	石神井台 2・5～8 関町北 4・5
南大泉	練馬区南大泉 5-26-19	03-3923-5556	西大泉、西大泉町、 南大泉 5・6
やすらぎシティ	練馬区東大泉 7-27-49	03-5935-8321	東大泉 7 南大泉 1～4
富士町	西東京市富士町 1-7-69 高齢者センターきらら内	042-451-1203	東町 中町 富士町

1 5. 虐待防止のための措置に関する事項

1 事業所は、虐待（身体拘束を含む）の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現

に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとします。